

## 住民監査請求から住民訴訟 と 直接請求 の関連

行政が言葉巧みに議会で説明している事項について、議会が住民の代表としその内容のチェックの役割が不足し議会制民主主義（間接民主主義）が十分に応えられないとき、住民は不安、不満を抱きます。

\*このとき住民は自ら居住する地方公共団体の監査委員に住民監査請求を行うことができます。

住民監査請求を行なった結果、監査の結果自体に不服、又は監査の結果、不正・違法があったにもかかわらず必要な措置を講じなかった場合などに裁判所に訴訟（住民訴訟）起こすことができます。

これらの住民監査請求から住民訴訟で何よりも大切なことは住民が事実（本当のこと）を知ることです。

この訴訟において、損害賠償又は不当利益返還の請求を命ずる判決が確定することもあります。

それらの一連の流れの中で住民は事実（本当のこと）を知ることができます。

\* また問題の事項（住民の生活に大きな影響があると考えられる問題）にたいして住民の判断を仰ぐ必要のある場合、また首長、議会、議員の役割を裁定する必要がある場合など直接請求をすることが出来ます。

直接請求は住民の発意により、直接に地方公共団体に一定の行動を取らせるものです。

参政権の一つであり、国民発案とともに直接民主制の一つであります。

この直接請求に関しては、

- ①条例（住民投票条例）の制定、
- ②首長・議員の解職請求（リコール）、
- ③地方議会の解散請求 などについて勉強会でとりあげます。

## 住民監査請求 から 住民訴訟

**住民訴訟**＝住民が自ら居住する地方公共団体の監査委員に**住民監査請求**を行なった結果、監査の結果自体に不服、又は監査の結果不正・違法な行為があつたにもかかわらず必要な措置を講じなかつた場合などに裁判所に**訴訟**をおこすことが出来るという制度。

### ○ 住民監査請求を行なった結果

- \* 監査結果又は勧告
  - \* 議会・長その他の執行機関又は職員の措置 に不服があるとき
- 又は
- \* 監査委員が監査又は勧告を期間内（60日以内）に行なわないとき
  - \* 議会・長その他の執行機関又は職員が措置を講じないときに裁判所に対し、住民監査請求に係る違法な行為又は怠る行為につき、監査結果の通知があつた日等から30日以内住民訴訟をすることが出来る。

平成19年12月7日に広域連合監査委員にごみ連協正副会長名で監査請求を行なった。  
ごみ施設候補地の隣接する姫川河川敷内における活断層及び副断層の確認調査（河床掘削作業及びボーリング調査）に対する監査請求

### 今までの経緯

- ・平成19年9月28日：予備調査（活断層）に反対する意見書を広域連合長に提出。
- ・平成19年11月13日広域連合、大町、白馬、小谷の3市村長は予備調査の実施を目指し模索したが結論は出なかつた。（H19年11/14日中日新聞、11/15日大糸タイムス）、
- ・平成19年11月広域連合議会（11月26日）：河川敷内における活断層及び副断層の確認するために、調査を行なう。経費：既決予算の委託料の生活環境調査の中で計画する。  
河川調査 267,750円、ボーリング調査1,312,500円
- ・平成19年12月7日広域連合監査委員に**確認調査に関する監査請求**をごみ連協正副会長から行なう。
- ・平成20年1月18日手続き上の問題があり、広域連合監査委員に**再度監査請求**を行なう
- ・平成20年1月21日広域連合長に【飯森地区における「活断層・副断層の確認調査」に係る**意見書**】を提出。
- ・平成20年2月1日から確認調査はじまる。
- ・平成20年2月6日確認調査のごみ連協の現地調査。このときに**建設予定地**との記載があつた。
- ・平成20年2月13日、監査請求にかかるごみ連協から監査委員に新しい事実を**陳述**。
- ・平成20年2月18日、連合長に【いつ、そして、なぜ飯森は「予定地」になったのか一連合長の不誠実な行為に抗議する一】の抗議文を提出。」
- ・平成20年2月20日広域連合長と広域議会議長に【**新ごみ処理施設建設計画の白紙撤回（一時凍結）への理解と確認調査の分析結果についての要望書**】を提出。
- ・平成20年2月22日広域連合議会、ごみ処理特別委員会にて「**活断層などの確認調査**」調査結果報告書（信大山岳科学総合研究所）を広域連合事務局から説明。

## 住民監査請求

**請求の要旨**: ごみ処理施設用地の隣接で、河川調査ならびにボーリング調査が行なわれようとしています。この調査は**一つ、住民の合意がない。** **二つ規定予算外の不当な契約である。** **三つ、調査の必要性及び効果が十分に検討されていない。**ゆえに北アルプス連合長は事務の執行において、最小の経費で最大の効果をあげる規定を逸脱し、大切な税金の無駄使いをしている。

**要求**: 今回の河川調査ならびにボーリング調査は不当な契約です。  
北アルプス広域連合長は、①河川調査、②ボーリング調査 合計1,522,500円の契約を破棄するとともに事業の中止及び支出の差止めをもとめる。

### 2月13日の監査委員への陳述要旨について

- 1) 広域連合11月定例会にて説明あった”河川敷内における活断層及び副断層の確認調査”は監査請求の事実証明⑧(契約書)、事実証明⑨(入札経過書)の業者の河床掘削作業及びボーリング調査計1,522,4500円が全てと思っていたが、本日陳述資料①(平成20年1月27日付けの指名業者選定調書:随意契約、信州大学山岳科学総合研究所)、陳述資料②(平成20年1月28日付けの委託契約書:ごみ処理施設建設候補地の活断層及び副断層の確認作業に伴う調査結果報告書作成業務、業務委託料;100,000円、受注者:信州大学契約担当役理事 藤沢謙一郎)の資料により新たな契約先、金額がわかった、これは11月定例会では公表されていないものであるので監査お願いしたい。
- 2) 陳述資料③(第7回ごみ処理施設用地選定委員会:平成19年1月19日の会議録)この会議録に下記の記載があります。
  - (委員)ただ、活断層も考えないといけない。
  - (委員)本当の下の地盤については、地質に詳しい、平林先生もいるが、業者である北陽建設の宮沢さんであれば、かなり詳しいので 聞いてみてはどうか。
  - (日技)地元の軟弱地盤等のことに関しては、我々も苦慮した経験がある。
  - (委員長)それでは北陽建設の宮沢さんに確認を取ってください。
  - (委員)要は、今までの意見を参考にして比較項目をもう少し検討ください。
  - (委員)地質の話と併せて、断層のことも伺えばよい。

このような活断層のことが検討されています。また業者引き合い結果で落札した北陽建設は偶然の一致としては話が上手すぎるこの点につき監査お願いしたい。

### 3) 陳述資料④(神城断層の活断層図【通産省地質調査所発行”糸魚川ー静岡構造線活断層系ストリップマップ”】)

この資料及び白馬村村誌(自然編)においても活断層があることは明白であるので今回の確認調査は無意味であると監査お願いします。

### 4) 陳述資料⑤(平成19年12月11日付け、ごみ処理施設建設候補地にかかる名鉄地区の意見書) 飯森区内の名鉄地区の意見書で白紙撤回を要求している。

5)陳述資料⑥(平成20年2月6日にて姫川現場にて撮影した【河川区域内行為の許可票】)

陳述資料⑦(平成19年12月13日付け、許可申請書【広域連合長から長野県大町建設事務所長宛】)

この資料ではごみ処理施設建設予定地と記載されている、そのほかの資料は全て建設候補地となっている。

広域連合長は長野県大町建設事務所長あてに建設予定地として虚偽の申請をし、事務所長は建設予定地として誤った許可を与えている。

この申請と許可は無効ではないか監査をお願いしたい、(虚偽による許可申請は無効であり、したがって許可行為も間違いであるので無効である?)

6)陳述資料⑧(平成20年1月23日付け、宮田会長から広域連合長あての【飯森地区における”活断層・副断層の確認調査”に係る意見書】 猛禽類の生息調査の関連で監査お願いします。

住民監査請求は1月18日に行い監査委員は60日以内に(3月18日)監査結果を出す。

この監査結果に不服があるときは30日以内(4月16日最大)に裁判所に訴訟をすることができる。

---

## 直接請求について

直接請求＝住民の発意により直接に地方公共団体に一定の行動を取らせるもの、参政権の一つである。国民発案とともに直接民主制のひとつである。

1. **条例の制定**：有権者総数の1/50以上の署名をもって代表者が首長(村長)に請求する。首長はこれを議会で審議しその結果を公表しなければならない。→白馬村住民投票条例制定について
2. **首長・議員の解職請求**：有権者総数の1/3以上の署名をもって代表者が選挙管理委員会に請求する。選挙管理委員会はこれを選挙人の投票に付し、過半数の同意があった場合は失職する。
3. **地方議会の解散請求**：有権者総数の1/3以上の署名をもって代表者が選挙管理委員会に請求する。選挙管理委員会はこれを選挙人の投票に付し、過半数の同意があった場合は議会を解散する。

## 白馬村住民投票条例制定について

1. **主旨**：住民価値観が多様化する中で間接民主主義（議会制民主主義）は、住民の意識や要望を施策に十分に反映することが出来なくなっている。そこで登場したのが住民の直接請求によりその欠陥を補おうする住民投票制度である。

白馬村の場合、12人の議員で構成されている議会が、およそ9千人（有権者およそ7千人）の村民の要望に応えることは不可能である。たとえば原子力発電所や産業廃棄物の処理場の建設など、住民の生活に大きな影響があると考えられる問題について、住民の意識をより客観的に調査する方法として、しがらみから完全に自由ではないにしても自分の意思で出来る住民投票制度はよりよい策であると考えます。

以上の理由から、

## 2. 2種類の住民投票制度

### 1) 個別型投票制度

### 2) 常設型投票制度

1) は賛否を問う問題ごとに条例をつくり、住民投票にかける制度。

今回の「白馬村飯森地区にごみ処理施設を建設することの是非」のように住民の生活や健康に直結する問題をめぐって住民の判断を仰ぐ制度。

2) は住民の判断を必要とするような問題が起こったときに、それを使って住民投票を求める

ことができる制度。新たな条例をその都度策定する必要はない。ただし、個々の問題について投票にかける場合は、その都度その旨の要請書の提出が必要となる。

## 投票制度制定の要件

- 1) 個別型、常設型とも有権者総数の1/50の連署をもって請求することができる。(150人)
- 2) 提出先は村長。村長は意見を添えて議会に付議する。議会はそれを審議の上、それを認めるかを否かを決める。(否定された場合の対応として、直接請求2)3)に移るか検討)
  - 3) 常設型の場合、成立した条例を使ってその問題も投票かける場合有権者総数の1/4の住民の連署をもって請求する権利が生じる。(なを、1/3は2000年に制定された高浜市の場合で、自治体によっては1/5や1/6のところもある。)

以上